



2022年3月15日

各 位

会 社 名 名鉄運輸株式会社  
代表者名 代表取締役社長 内田 亙  
(コード番号：9077)  
問合せ先責任者財務部長 山本 貴之  
(TEL 052-935-5721)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年3月31日（木曜日）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 基準日 2022年3月31日（木曜日）
- (2) 公告日 2022年3月16日（水曜日）
- (3) 公告の方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）  
<https://www.meitetsuunyu.co.jp/corp/ir/notice/>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2022年2月7日に公表いたしました「支配株主である名古屋鉄道株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、名古屋鉄道株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、日本通運株式会社（以下「日本通運」といいます。）が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、当社株式の全ての取得を目的とした一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと、及び

本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定であり、公開買付者及び日本通運は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、当社の臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。なお、本公開買付けが成立しなかった場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上